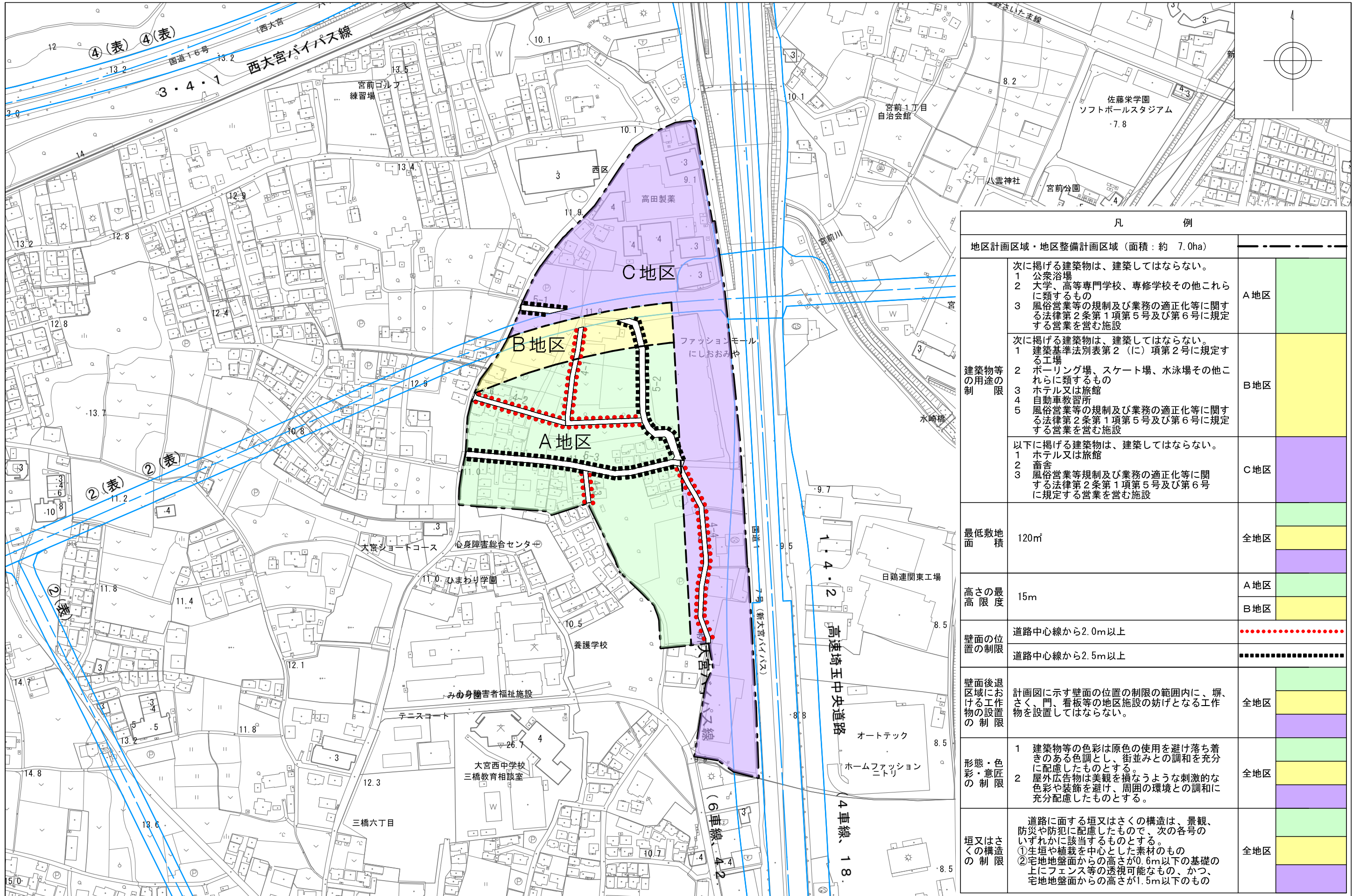


宮前町1丁目西地区地区計画 地区整備計画図(2/2)



凡 例		
地区計画区域・地区整備計画区域(面積:約 7.0ha)		
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 公衆浴場 2 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設 	A地区
	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法別表第2(ニ)項第2号に規定する工場 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設 	B地区
	<p>以下に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ホテル又は旅館 2 畜舎 3 風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設 	C地区
最低敷地面積	120㎡	全地区
高さの最高限度	15m	A地区
		B地区
壁面の位置の制限	道路中心線から2.0m以上
	道路中心線から2.5m以上
壁面後退区域における工作物の設置の制限	計画図に示す壁面の位置の制限の範囲内に、塀、さく、門、看板等の地区施設の妨げとなる工作物を設置してはならない。	全地区
形態・色彩・意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物等の色彩は原色の使用を避け落ち着いた色調とし、街並みとの調和を十分に配慮したものとす。 2 屋外広告物は美観を損なうような刺激的色彩や装飾を避け、周囲の環境との調和に充分配慮したものとす。 	全地区
		全地区
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する垣又はさくの構造は、景観、防災や防犯に配慮したもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生垣や植栽を中心とした素材のもの ② 宅地地盤面からの高さが0.6m以下の基礎の上にフェンス等の透視可能なもの、かつ、宅地地盤面からの高さが1.5m以下のもの 	全地区

